

総財務第77の9号
18地文科高第78の9号

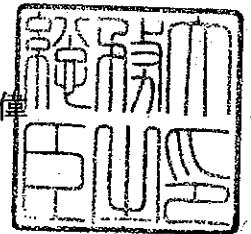
公立大学法人設立認可書

広島県知事 藤田 雄山

平成19年2月14日付け大企第56号で申請のあった公立大学法人県立広島大学を設立することについては、地方独立行政法人法第7条及び第80条の規定により、申請のとおり認可します。

平成19年3月19日

総務大臣 菅 義偉



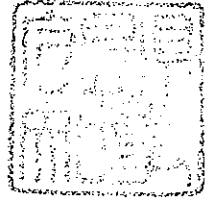
文部科学大臣 伊吹 文明



大企第 56 号
平成19年2月14日

総務大臣 菅 義偉 殿
文部科学大臣 伊吹 文明 殿

広島県知事 藤田雄山



公立大学法人県立広島大学設立認可申請書

地方独立行政法人法第7条及び第80条の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の
設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

目次

- 1 公立大学法人県立広島大学定款（議決証明）
- 2 公立大学法人県立広島大学に承継させる権利を定めることについて（議決証明）
- 3 出資財産目録（様式第2号）
- 4 評価証明書
- 5 位置図
- 6 登記簿謄本
- 7 公立大学法人設立基本計画書（様式第3号）
- 8 公立大学法人県立広島大学法人組織図
- 9 公立大学法人県立広島大学役員予定者名簿
- 10 公立大学法人県立広島大学役員予定者略歴

業務の範囲	<p>(1) 大学を設置し、これを運営すること。 (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 (5) 県立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	
公告の方法	広島県報に登載	解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
法人の沿革	平成19年4月 公立大学法人県立広島大学設立予定	
法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島県に帰属させる。		

役員等	理事長選考会議	経営審議会	教育研究審議会
理事長と学長との関係 (同・別)	委員 定数 6人 うち経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会から選出された者 定数 3人	委員(委員数の上限は定めていない。) ・理事長 ・理事 ・法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから、理事長が任命する者	委員(委員数の上限は定めていない。) ・理事長 ・理事長が指名する理事 ・理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長 ・理事長が指名する職員 ・法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者
理事 定数 5人以内 監事 定数 2人	・理事長が指名する理事 ・法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者 のうちから経営審議会において選出された者	審議事項	審議事項
役員会等の設置の有無 (有・無)	うち教育研究審議会を構成する者のうち当該教育研究審議会から選出された者 定数 3人 ・理事長が指名する理事 ・理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長 ・理事長が指名する職員 ・法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者 のうちから教育研究審議会において選出された者	(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する部分に限る。 (3) 学則(法人の経営に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項) (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (6) 組織及び運営に関する事項 (7) その他法人の経営に関する重要な事項	(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する部分を除く。 (3) 学則(法人の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関するもの) (4) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関するもの (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生に在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他県立大学の教育研究に関する重要な事項
審議事項 (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項 (2) 地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要な事項			

(注)

1 「設置校の内容」の欄について

- (1) 「学校名」の項には、当該申請に係る大学及び短期大学の名称を記入すること。
- (2) 「学部・学科名」の項には、当該法人が設置する大学の学部及び学科、短期大学の学科又は大学院の研究科の専攻の名称を記入すること。

2 「役員等」の欄について

- (1) 定款の変更により役員数を変更する場合は、定数の予定について変更内容を括弧書きで記入すること。
- (2) 「理事長と学長との関係」及び「役員会等の設置の有・無」の項には、どちらかを○印で囲むこと。
- (3) 「役員会等の設置の有・無」の項の括弧中には、役員会等を置く場合のみ具体的な構成委員を記入すること。
- (4) 「審議事項」の項には、役員会等を置く場合のみ具体的な審議事項を記入すること。

3 「学長選考会議」、「経営審議機関の委員等」及び「教育研究審議機関の委員等」の欄について
「役員等」の欄に準じて記入すること。

4 この書類には法人の組織図を添付すること。